

## 人間ドック実施要領

## 1 趣旨

公立学校共済組合静岡支部（以下「共済組合」という。）は、福利厚生事業の一環として人間ドック事業を実施し、共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の健康管理の推進を図る。

## 2 受診者

当該年度の4月1日現在、35、38、41、42、43、44、46、47、48、49、51、52、53、54、56、57、58歳及び60歳以上の組合員

なお、臨時的任用職員等については、当該年度の4月1日から1年以上の任用が確実に見込まれる者を対象とする。

ただし、対象年齢であっても次に掲げる者は受診対象者から除く。

- (1) 4月1日以降、退職等により受診日前に組合員の資格を喪失する者
- (2) 任意継続組合員

## 3 健診機関及び受診者負担額

健診機関は、当該年度の契約健診機関とする。受診者負担額は共済組合が一律30,000円を負担するので、受診経費と30,000円の差額を受診者が負担するものとする。

## 4 検査項目

胸部X線検査、身体・視力検査、聴力検査、血圧測定、尿検査、胃X線検査、血液検査、心電図検査、便潜血反応検査その他各健診機関が定める検査項目とする。

## 5 実施期間

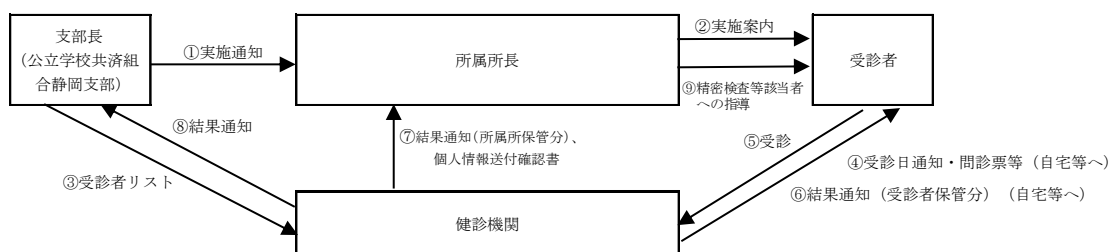
毎年6月～11月

## 6 学校等設置者が実施する定期健康診断との関連

共済組合が実施する人間ドックの受診者は、学校等設置者が実施する定期健康診断を受診したものとみなす。

## 7 実施方法

## (1) 概要図



## (2) 受診日の通知

健診機関から受診者が指定した住所へ通知する。

## (3) 検査結果の通知

## ア 所属所への通知

健診機関から検査結果及び指導区分を記載した所属所保管分の健診結果が「個人

情報送付確認書」とともに所属所長あてに送付される。

イ 受診者個人への通知

受診者保管用の健診結果が受診者が指定した住所へ送付される。（健診当日手渡しされる場合もある。）

8 受診日の変更

受診者は、指定された受診日の概ね14日前までに健診機関に直接連絡し変更する。

なお、受診日の変更をする場合であっても、実施期間の6月から11月までの間に必ず受診すること。

やむを得ない事情により、実施期間内に受診できない場合は、速やかに所属所長及び公立学校共済組合静岡支部（共済企画班福祉担当）に報告する。

9 受診の取消し

やむを得ない事情により受診の取消しをする場合は、所属所長及び公立学校共済組合静岡支部（共済企画班福祉担当）へ、取消しの旨とその理由を報告するとともに、健診機関に受診の取消しを連絡する。

10 検査の結果、異常があった者の取扱い

所属所長は、検査の結果、精密検査又は再検査及び治療の指示を受けた者に対して、健診結果を健診機関に持参し、必要な検査を受ける等の指導をする。

11 事後措置

所属所長は、学校保健安全法施行規則第16条第2項の規定により、適切な事後措置をとる。

12 個人情報の取扱い

検査結果の取扱いについては、受診者のプライバシーに配慮すること。

13 検査結果及び特定保健指導について

検査結果は、特定保健指導の対象者（以下「対象者」という。）選定のために利用され、特定保健指導が実施可能な健診機関で受診した者のうち、対象者と選定された者は、当日、特定保健指導を実施する場合がある。

なお、この特定保健指導は、糖尿病等の生活習慣病を予防し、生涯にわたって生活の質の維持・向上のために大変役立つものとなるため、積極的に利用すること。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。